

令和2年12月11日	資料2
第2回匿名医療・介護情報等の 提供に関する委員会	

匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の 提供に関するガイドライン改正について

令和2年12月11日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

提供申出者の単位

- 匿名レセプト情報等の提供申出は、
 - ・ 公的機関（国の行政機関、都道府県及び市区町村）
 - ・ 大学その他の研究機関（大学及び研究開発独立行政法人等）
 - ・ 民間事業者等（民間事業者又は補助金等を充てて業務を行う個人）
 が行うことができる。
- 公的機関以外の提供申出者は、原則として登記された法人単位としている。医療機関については、不適切利用発生時に取扱者への人事措置等を鑑みて、暫定的に以下としているところ。

提供申出者の種類	医療機関の例	提供申出者	証明書
公的機関（都道府県、市区町村）が設立した医療機関	○○県立△△病院 ○○町立○○病院	公的機関	約款等設立の確認ができるもの
上記を除く公的医療機関等（※）	○○赤十字病院 国立病院機構△△病院	医療機関 開設者	登記事項証明書もしくは約款等設立・代表者または管理者の確認ができるものに限る（組織図を除く）
大学(総合、単科大学)、大学病院	○○大学病院 ▲▲大学付属病院	大学	
法人登記のある大学病院	△△大学医学部附属病院	大学病院 大学	
上記以外の医療機関	●●病院	開設者	

※医療法第7条の2第1項各号に掲げる者と国立病院機構、労働者健康安全機構が開設する医療機関

<改正案>

- 上記の旨をガイドラインに明記してはどうか
 - ※ 「匿名診療等関連情報の提供に関するガイドライン」においても、同様の対応を行う。

(ガイドライン抜粋)

第5 匿名レセプト情報等の提供申出手続

1～3 略

4 提供申出者の範囲

匿名レセプト情報等の提供申出者の範囲は、公的機関（国の行政機関（注1）、都道府県及び市区町村）、大学その他の研究機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院含む。）及び研究開発独立行政法人等（注2））及び民間事業者等（民間事業者又は補助金等（注3）を充てて第5の6（4）②に規定する業務を行う個人であって高確則第5条の6各号のいずれにも該当しない者）とする。

（注1）法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣府の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう（厚生労働省を除く。）。

（注2）科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）の別表第1に掲げる研究開発法人及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に規定する独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいう。

（注3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第16条第3号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金をいう。

5 略

6 提供申出書の記載事項

提供申出者は、厚生労働省が定めた様式に沿って、以下の(1)～(14)の事項について、提供申出書に記載するものとする。

(1) 提供申出者の名称、連絡先等

提供申出者が公的機関の場合、当該公的機関の名称、担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（電話番号を含む。）、担当者の氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号、Eメールアドレスを含む。）を記載すること。

提供申出者が法人等（公的機関を除く法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの）の場合、当該法人等の名称及び住所、当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先（電話番号を含む。）、担当者の氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号、Eメールアドレスを含む。）を記載すること。

提供申出者が個人の場合、当該個人の氏名、生年月日、住所、職業、所属、職名及び連絡先（電話番号を含む。）を記載すること。

なお、担当者は取扱者を代表する者とする。

(2) 提供申出者の証明書

提供申出者が公的機関の場合、担当者の身分証明書等の写しを提出すること。

提供申出者が法人等の場合、提供申出書の提出日前6ヶ月以内に作成された登記事項証明書等を提出をすること。

提供申出者が個人の場合、提供申出者の身分証明書等の写しを提出すること。

以下略

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域(当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床(以下この条及び次条第一項において「療養病床等」という。))のみである場合は医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床(以下この項において「精神病床等」という。))のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。)における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数)が、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数)に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定に基づき設立された共済組合

四 前二号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会

五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

六 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

七 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

第三十一条 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。)は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

○医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者指定〔昭和二十六年八月二十二日厚生省告示第百六十七号〕

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を次のように定める。

一、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合

二、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第八十三条に規定する国民健康保険団体連合会

三、日本赤十字社

四、社会福祉法人恩賜／財団済生会

五、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

六、全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十一条第四項の規定により医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなされたものに限る。）

七、社会福祉法人北海道社会事業協会